

2024 年度

認定の手引き

第 32 回 認定看護師 (CN) 認定審査

個人審査に関する不明点や疑問点は、
以下よりお問い合わせください。

- ・認定看護師制度、専門看護師制度、認定看護管理者制度の個人審査に関する質問について、毎日 24 時間チャットボット (AI 自動応答システム) でご案内します。

■スマートフォンの場合

以下の二次元コードを読み取り、ご利用ください。



■パソコンの場合

本会公式 HP の以下のページで、ご利用ください。

[看護職の皆さまへ] - [資格認定制度]

(各制度ごとのページでもご利用いただけます。)

- 「資格認定制度に関するお問い合わせ (緑色のバナー)」を
クリックしてご質問を入力ください。

目次

1	認定看護師(CN)認定審査 実施概要	3
1-1	認定審査について	3
1-2	受験資格	3
1-3	2024年認定看護師認定審査の日程等	4
2	申請方法	5
2-1	提出物一覧	5
2-2	事前準備（アップロード用画像の準備）	5
2-3	『資格認定制度 審査・申請システム』申請方法	6
2-4	申請を取下げの方	16
3	受験資格有無の確認と受験票の印刷	17
3-1	受験資格有無の結果確認	17
3-2	受験票の印刷	18
3-3	受験準備	18
4	筆記試験	19
4-1	日程	19
4-2	試験会場	19
4-3	方法	19
4-4	出題範囲	19
4-5	当日の持ち物	20
4-6	受験の注意事項	20
4-7	合格基準	20
4-8	筆記試験を欠席される方	21

5	審査合否の確認と認定料の振込・認定登録内容の確認	22
5-1	審査合否の確認	22
5-2	認定料の振込	24
6	登録内容の確認と情報公開の設定	25
6-1	登録内容の確認	25
6-2	情報公開の設定	26
7	認定証等の発行および受領	28
7-1	認定証の発行	28
7-2	認定証の受領	28
8	その他の事項	29
8-1	審査に関する情報開示	29
8-2	個人情報保護方針	30
8-3	問い合わせ先	31
以降のページは該当の方のみ参照してください		
9	個人情報編集	32
10	提出資料と姓が異なる方	36
11	再受験の方	37
10-1	再受験とは	37
10-2	再受験区分と申請手続きについて	37
12	申請を取下げの方	38
13	認定看護師分野名一覧	39
14	特定看護分野の実務研修内容の基準	40
15	日本看護協会 認定看護師制度規程	46

1 認定看護師 (CN) 認定審査 実施概要

1-1 認定審査について

1) 目的

各認定看護分野において熟練した看護技術と知識を持ち、3つの役割（実践・指導・相談）を果たすことができる能力を有しているかを審査する

2) 審査の内容

認定看護師 (CN) として必要な能力について審査し、合否を判定する

1-2 受験資格

認定看護師 (CN) 認定審査を受験する者は、2024 年 8 月申請時点において、次の各項に定める資格をすべて満たしていなければならない

- 1) 日本国の看護師免許を有すること
- 2) 看護師免許を取得後、通算5年以上の実務研修を受けており、そのうち通算3年以上は特定の認定看護分野における実務研修であること
- 3) A課程認定看護師教育機関若しくはB課程認定看護師教育機関又は外国においてそれらと同等と認められる教育を修了していること

A課程認定看護師教育機関 (以下、A課程)	B課程認定看護師教育機関 (以下、B課程)
保健師助産師看護師法第 37 条の 2 に規定されている特定行為研修（以下、「特定行為研修」）を教育課程に組み込んでいない認定看護師教育機関	特定行為研修を教育課程に組み込んでいる認定看護師教育機関

1-3 2024年認定看護師認定審査の日程等

日程	申請	参照ページ
7月31日(水) 10:00～ 8月9日(金) 15:00	審査申請* 認定看護師教育機関の修了証画像の提出 履歴書の提出 審査料の振込**	P5～P16
審査料の振込確認後～ 10月2日(水) まで	過去問題の閲覧、ダウンロード	P29
9月5日(木) 11:00～	受験票の印刷(直筆署名)、試験会場の確認	P17～P18
10月2日(水)	筆記試験	P19～P21
12月24日(火) 15:00(予定)	審査可否の確認	P22～P23
12月24日(火)～ 1月10日(金) 15:00 まで	認定料の振込	P24
2025年1月(予定)	氏名・施設名の公開/非公開の登録	P25～P27
2025年2月下旬以降	認定証の受領	P28

*申請時点の住所で試験会場が決定する

**審査料の振込後、2～3営業日中に入金確認を行います

<審査申請の受理について>

- ① 日本看護協会は、審査申請と審査料の振込の確認をもって、申請を受理します
- ② 期日までに審査料の振込が確認できない場合は、審査申請を取下げたものとみなします

<書類審査と筆記試験について>

日本看護協会は、申請受理後、履歴書に基づき、申請者の受験資格の有無を確認します。期日までに履歴書の提出がない場合は、書類不備として不合格とします。受験資格を有することが確認できたものに対し、筆記試験を実施します

2-3 『資格認定制度 審査・申請システム』 申請方法

- 1) 申請期間内に、『資格認定制度 審査・申請システム』（下記アドレス）で申請を行う
 URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>

<動作環境>

PC	Microsoft Edge : Version120 Google Chrome : Version120
スマートフォン	iPhone Safari : Version17 Android Google Chrome : Version120

<資格認定制度 審査・申請システム> (説明は次頁をご参照ください)

The screenshot shows the login page for the 'Qualification Certification System' (資格認定制度 審査申請システム) of the Japanese Nursing Association (日本看護協会). The page title is '専門看護師・認定看護師・認定看護管理者 資格認定制度 審査申請システム'. The main heading is 'ログイン' (Login).

There are two main sections: 'ログイン' (Login) and '初めての方はこちら' (For first-time users). The 'ログイン' section has fields for 'ユーザーID' (User ID) and 'パスワード' (Password), a 'ログイン' button, and a link 'パスワードがわからない方はこちら' (Click here if you don't know your password). The '初めての方はこちら' section has a field for '看護師免許番号' (Nurse License Number), a 'ユーザー登録画面へ' (Go to user registration screen) button, and a link 'パスワードがわからない方はこちら' (Click here if you don't know your password).

Callouts provide instructions:

- ①: For first-time users, enter the nurse license number and click 'ユーザー登録画面へ'.
- ②: For existing users, enter the user ID (nurse license number) and password, then click 'ログイン'.
- ③: If the password is unknown, click the link 'パスワードがわからない方はこちら'.

 A note on the left states: 'パスワードが不明な場合は、パスワードがわからない方はこちら よりパスワードの再設定手続きを行ってください。' (If the password is unknown, please go to 'Click here if you don't know your password' to perform the password reset procedure.)

Navigation instructions:

- For existing users: '既にアカウント登録されている方 →次頁 STEP 1 の 2 へ' (Already registered users → next page STEP 1 of 2)
- For first-time users: '初めてアカウントを作成される方 →次頁 STEP 1 の 1 へ' (First-time users → next page STEP 1 of 1)

STEP1～STEP5の申請期間

2024年7月31日（水）10：00 ～ 8月9日（金）15：00

- ・期間内にSTEP1～STEP5すべての提出を完了させてください
- ・期限を過ぎての審査申請及び履歴書の提出は受け付けません

STEP1（前頁の画像をご参照ください）

1.初めてアカウントを作成される方

①[初めての方はこちら⇒（看護師免許番号）]の欄に看護師免許番号を入力し、[ユーザー登録画面へ](#) をクリックする

看護師免許番号はユーザーIDとして登録されるため、免許証原本を確認の上、正確に入力すること

＜個人情報編集画面＞が開くので、基本情報を登録する
画面のサンプルは目次9「個人情報編集」（P32 参照）

STEP2 へ進む

2.既にアカウントが登録されている方

- 1)再受験者
- 2)今回申請するものとは別の認定資格をすでに有する方
- 3)過去に別の資格や分野について審査申請したことのある方

②上記の方は、ユーザーID（看護師免許番号）と過去に自身が設定したパスワードを入力し、[ログイン](#) を押す

③パスワードが不明な場合は、[パスワードがわからない方はこちら](#) よりパスワードの再設定手続きを行う

氏名・住所・メールアドレス・所属先等に変更がある場合、[個人情報編集](#) をクリックし、編集を行う（P32 参照）

STEP3 へ進む

STEP 2 (目次9「個人情報編集」参照)

看護師免許証画像をアップロードする (P33 参照)

- ① **画像アップロード** を押すと、＜看護師免許証アップロード画面＞がポップアップで表示される
- ② **ファイルを選択** をクリックし、免許証画像を選ぶ
- ③ アップロードした画像を確認し、**選択完了** をクリックする

(該当者のみ) 修了した特定行為区分を登録する (P34 参照)

A 課程認定看護師教育機関修了者で特定行為研修を修了し、B 課程の認定者名簿への登録を希望する場合、1つ以上の特定行為区分の登録が必要となる

〔特定研修修了の有無〕欄で「有り」を選択し、修了した特定行為区分全てにチェックを入れる

- ・ 21 区分全て選択にチェックを入れると領域別パッケージ以外のすべてにチェックがつく
- ・ 領域別パッケージを修了し、免除されている特定行為の研修も追加で修了している場合は、当該特定行為を含む特定行為区分にもチェックをつけること。

A 課程認定看護師教育機関修了者(左記に該当しない者)、もしくはB 課程認定看護師教育機関修了者は、「所属先情報を登録する」へ進む

個人情報保護方針及び登録情報の確認

- ① 「日本看護協会個人情報保護方針は **こちら**」をクリックし、内容を確認する
→同意の場合、「個人情報保護方針を理解し承諾する」の□にチェックをつける
 - ② **確認画面へ** をクリックし、＜個人情報確認画面＞にて情報を確認する
→内容が正しければ **登録する** をクリックする
入力した内容に不足等があれば、**入力画面へ戻る** で編集画面に戻り修正する
- ・ 入力内容に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示され、登録はできない
エラーメッセージを確認の上、再度入力し登録すること
 - ・ 個人情報は上記登録完了後も編集が可能、登録されたメールアドレス・住所に、認定部から通知メール・郵便物を送付することがあるため、転居や職場の異動等により変更が生じた際は速やかに情報を更新すること
 - ・ 申請時点で『資格認定制度審査・申請システム』に登録されている住所地(47都道府県)の会場での受験となる

STEP3 へ進む

STEP 3

審査申請

①メインメニューの **申請メニュー** をクリックする

看護 花子様 × 個人情報編集

申請メニュー
認定看護師、認定看護管理者、及び専門看護師の各種申請が行えます。

申請状況一覧
各種申請状況の照会とオンライン書類の登録・提出ができます。

認定資格一覧
保有する認定資格の確認、及び公開許諾の更新が行えます。

再交付手続き
認定証、認定バッジ、認定証カードの再交付が行えます。

② **認定看護師** 欄の **認定** をクリックする（申請期間外は表示されない）

申請メニュー

現在受付中の審査が掲載されています。新しく開始したい手続きを選んでください。
申請中の手続きの現状については [申請状況](#) をご覧ください。

専門看護師 認定看護師 認定看護管理者

認定

③ <認定申請入力画面>が開くので、修了した課程区分（A 課程・B 課程）を選択し、分野名をプルダウンから選択する

年度 2021年

申請区分 認定

資格区分 認定看護師

課程区分 **必須** A課程 B課程

分野 **必須** [プルダウンメニュー]

再受験区分 -



A 課程の方は P10 へ
B 課程の方は P12 へ
進む

STEP 3 (A課程修了者)

A 課程修了者

- ④各項目を入力または選択する
- ⑤教育課程修了証の画像をアップロードする
- ⑥特定行為研修を修了している場合は、**B 課程の認定者名簿への登録を希望する** に☑を入れると、<特定行為研修情報の入力画面>が開くので各項目を入力または選択し、特定行為研修修了証の画像をアップロードする（次頁参照）

The screenshot shows a web form for 'A Course Completion'. It includes several input fields and buttons:

- ④** A group of five dropdown menus: '教育機関所在都道府県 必須', '教育機関名 必須', '教育課程名 必須', '入学年度 必須', and '修了年度 必須'. The '年度' (Year) label is next to the last two.
- ⑤** A section for the certificate image, showing '教育課程修了証 必須', a placeholder '画像未登録', and an '画像アップロード' button.
- ⑥** A checkbox labeled 'B課程の認定者名簿への登録を希望する'.
- ⑦** A '確認画面へ' (Go to Confirmation Screen) button.

修了年度と修了年月を混同しやすいため、十分確認すること
(例：修了年月が2024年3月の場合、修了年度は2023年度を選択)

特定行為研修を修了している場合は、**B 課程の認定者名簿への登録を希望する** に☑を入れると、<特定行為研修情報の入力画面>が開く。
入力画面は次頁参照

次頁に続く

STEP 3 (A課程修了者)

【特定行為研修を修了している場合】

- ・ **B 課程の認定者名簿への登録を希望する** に チェックを入れると <特定行為研修情報の入力画面> が開くので、各項目を入力または選択し、特定行為研修修了証の画像をアップロードする

特定行為研修指定研修機関所在 都道府県 **必須**

特定行為研修指定研修機関名 **必須**

上記選択項目にない特定行為研修指定研修機関名 **必須**

特定行為研修修了年度 **必須** 年度

特定行為研修修了証 **必須** 画像未登録 画像アップロード

- ⑦完了したら **確認画面へ** をクリックし、入力内容を確認する
- ⑧入力した内容に誤りがあれば **入力画面に戻る** で編集画面に戻り修正する
申請する をクリック後は内容の再編集ができないので注意してください
- ⑨入力した内容が正しければ **申請する** をクリックする
- ⑩「認定審査申請を受け付けました。」メッセージが表示される
⇒登録したメールアドレスに審査申請受付/振込口座の案内が送信される
 - ・メールに記載されている情報は、<申請状況一覧画面>にて確認が可能となる
 - ・メールが届かない場合は「資格認定制度審査・申請システム」画面下[よくある質問] →[メールについて]を確認すること



STEP4 へ進む

STEP 3 (B課程修了者)

B 課程修了者

- ④各項目を入力または選択する
- ⑤教育課程修了証の画像をアップロードする

④

教育機関所在都道府県 **必須**

教育機関名 **必須**

教育課程名 **必須**

入学年度 **必須** 年度

修了年度 **必須** 年度

修了年度と修了年月を混同しやういため、十分確認すること
(例：修了年月が2024年3月の場合、修了年度は2023年度を選択)

教育課程修了証 **必須**  **⑤**

⑥

- ⑥完了したら をクリックし、入力内容を確認する
- ⑦入力した内容に誤りがあれば で編集画面に戻り修正する
 をクリック後は内容の再編集ができないので注意してください
- ⑧入力した内容が正しければ をクリックする
- ⑨「認定審査申請を受け付けました。」メッセージが表示される
⇒登録したメールアドレスに審査申請受付/振込口座の案内が送信される
 - ・メールに記載されている情報は、＜申請状況一覧画面＞にて確認が可能となる
 - ・メールが届かない場合は「資格認定制度審査・申請システム」画面下[よくある質問] →[メールについて]を確認すること

STEP4 へ進む

STEP 4

履歴書の提出

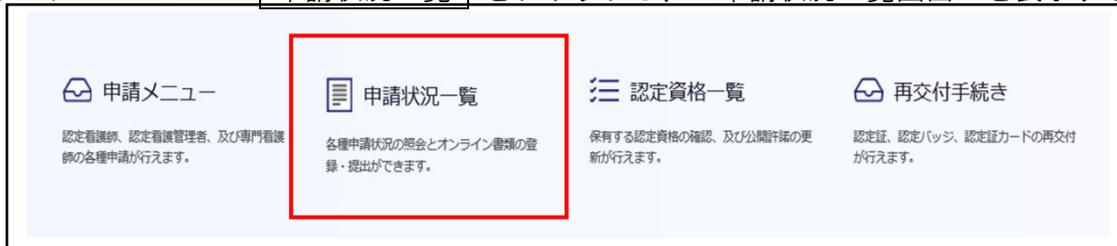
看護師免許証を取得後、通算5年以上の実務研修経験があり、うち通算3年以上は特定の認定看護分野の実務研修を行っていることを確認するため、履歴書を提出してください

期日までに履歴書の提出がない場合は、受験はできません。

再受験でも履歴書の提出は必要です

「前年度欠席再受験」の方のみ履歴書の提出は不要です。

①メインメニューの **申請状況一覧** をクリックし、＜申請状況一覧画面＞を表示する



② **認定看護師** をクリックし、＜申請状況詳細画面＞を表示する



③オンライン申請書類 [履歴書] 欄の **確認・編集** をクリックする



④＜履歴書編集画面＞が開く



次頁へ進む

STEP 4

履歴書の提出

<履歴書編集画面>

履歴書

※学歴は、終了見込みも記載してください。

①

行を追加

②

学歴/職歴 <small>必須</small>	学歴	
入学年月 <small>必須</small>	年	月
修了年月 <small>必須</small>	年	月
期間(月数)	0か月	
教育機関名 <small>必須</small>	例) ○△大学大学院▽▽科	
備考		
削除する		

③

学歴/職歴 <small>必須</small>	職歴(非常勤)	分野区分 <small>必須</small>	当該看護分野		
開始年月 <small>必須</small>	年	月	終了年月 <small>必須</small>	年	月
期間(月数) <small>必須</small>	か月	所属施設名 <small>必須</small>	例) △△病院		
部署 <small>必須</small>	例) 消化器内科病棟	職位 <small>必須</small>	例) 主任		
削除する					

看護実務研修期間の確認

④

当該看護分野 ※36ヶ月以上	120
当該看護分野以外	0
合計 ※60ヶ月以上	120

⑤

保存する

⑤

確認画面へ

[申請状況詳細へ戻る](#)

STEP 4

<入力上の注意事項>

- ・ 2024年8月申請時点の情報について記載する
- ・ 学歴は高校卒業を含めず、それ以降を明記する
- ・ 学校名・学科名は正式名称を記載する
- ・ 認定看護師教育機関での就学期間を入力する場合は、学歴として記載する
- ・ 職歴は、看護師免許取得後のすべての看護実務（教育職を含む）を、施設先・部署・職位が変わるごとに記載する
- ・ 所属先の名称は、正式名称を記載する
- ・ 准看護師での勤務期間、看護実務以外での就業期間については記載しない
- ・ 職歴は期間（年月）を重複して入力することはできない
- ・ 休職期間、教育職としての就業期間については、分野区分の「その他」を選択する
- ・ 勤務形態が非常勤の場合、「実質勤務時間 150 時間」を「1 カ月」相当として勤務月数を算出し、「期間（月数）」を入力する。

例) 150 時間 = 7.5 時間 (実質勤務時間) × 20 日

看護実務研修期間が規定に達していない場合、提出する ボタンは有効になりません

<入力方法>

- ① 行を追加 をクリックし、履歴書の入力行を表示させる
- ② 「学歴」、「職歴」を入力する
- ③ [分野区分] のプルダウンから 当該看護分野、当該看護分野以外、その他 を選択し、各々履歴の内容を入力する
- ④ 看護実務期間（職歴から自動計算）が当該看護分野 36 カ月以上、合計 60 カ月であることを確認する
入力内容を一時保存する場合は 保存する をクリックする
- ⑤ 入力が完了し提出する場合は一度 保存する をクリックし、入力内容を確認後、確認画面へ をクリックし、<履歴書確認画面>で提出内容に誤りがないか最終確認する
- ⑥ 入力内容に追記・修正を行う場合は、入力画面へ戻る をクリックし、履歴書編集画面へ戻り追記・修正を行う
- ⑦ 提出する をクリックする
入力内容に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが赤字で表示され、保存や確認画面に進むことができない。エラーメッセージを確認の上、入力内容を修正し、再度 保存する または 確認画面へ をクリックする
- ⑧ <申請状況詳細画面>で「提出済」となっていることを確認する

オンライン申請書類

履歴書 提出済 確認・編集

※期日までに必ず 提出する をクリックし、提出を完了してください

期日までに履歴書の提出が確認できない場合、書類不備として不合格となります

※ 提出する をクリックした後は内容の追記・修正はできないため、十分確認の上、提出してください



STEP5 へ進む

STEP 5

審査料の振込 8月9日（金）15：00〆切

1) 審査料（受験資格有無の確認・筆記試験）：51,700円（税込）

※振込手数料は申請者が負担すること。

2) 振込先：以下のいずれかの方法により、確認する

(1) 審査申請時に登録メールアドレスに送信された『審査申請受付/振込口座の案内』のメール

(2) 『資格認定制度 審査・申請システム』

ログイン ⇒ <申請状況一覧画面>の **詳細** をクリック⇒<申請状況詳細画面>の

認定看護師 をクリック ⇒ <申請状況詳細画面>に表示される「審査料」

3) 注意事項

(1) **振込口座番号は申請者ごとに異なるため、他の申請者の口座に振り込まないように注意すること**

(2) 振込名義は申請者の氏名（カタカナ）とし、施設名で振込はしないでください

(3) 振込明細票等の提出は不要だが、自身で保管してください。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できません

(4) 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない

(5) **期日までに審査料の振込が確認できない場合、審査申請を取り下げたものとみなします**

2-4 申請を取下げの方

P38 12申請を取下げの方へ進む

3 受験資格有無の確認と受験票の印刷

3-1 受験資格有無の結果確認

書類審査合否の発表日時
2024年9月5日(木) 11:00~

確認方法

- 『資格認定制度 審査・申請システム』（下記アドレス）にアクセスする
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
- ユーザーID、パスワードを入力しログインする



- 申請状況一覧** をクリックし、＜申請状況一覧画面＞を表示する
- 書類審査合否に「—」が表示されているかを確認する
書類審査合否に「—」の表示がある場合は受験資格を有しており、筆記試験を受けることができます。「—」の表示がない場合は該当しません

＜申請状況一覧画面＞

The screenshot shows a table titled '現在の申請状況' (Current Application Status). The table has columns for '年度' (Year), '申請区分・認定' (Application Category/Certification), '申請ID' (Application ID), 'オンライン申請書類' (Online Application Documents), '教育課程修了証画像' (Education Course Completion Certificate Image), '書類審査合否' (Document Review Status), and '審査合否' (Review Status). The '認定看護師' (Certified Nurse) status is highlighted with a red box, and the '書類審査合否' (Document Review Status) column shows a red box containing a minus sign '—'.

- 資格名をクリックし、受験票の印刷へ進む

3-2 受験票の印刷

[合格]の場合は受験票をダウンロードする

受験票ダウンロード可能期間
2024年9月5日(木) 11:00 ~ 10月2日(水)

印刷方法

- 1) <申請状況一覧画面>の「認定看護師」をクリックし、<申請状況詳細画面>を開く
<申請状況詳細画面>

筆記試験	
試験会場	会場
試験日	2021年 月 日
受験票	<input type="button" value="印刷画面を表示する"/>

- 2) [筆記試験] の をクリックする
- 3) ポップアップウィンドウで受験票が表示されるので、受験票に記載の内容(分野名、本人氏名、試験会場等)を確認し、画面最下部の をクリックし、印刷する

年度 認定審査 受験票			
			受験番号
申請年度	資格区分	分野	申請ID
フリガナ	本人署名※		
氏名	※署名欄には直筆で署名をお願いします。本人の署名をもって、審査合格後の認定登録の意思確認とします。		
生年月日	※この受験票は筆記試験中に回収し適切に管理いたします。		
看護師免許番号			
筆記試験日	開場時間	集合時間	
試験会場			
試験会場住所			
			

ブラウザのポップアップブロックの設定が有効の(ポップアップウィンドウをブロックしている)場合、受験票画面は表示されない。ポップアップブロック設定解除については、「資格認定制度審査・申請システム」画面下の「よくある質問」の「審査申請について」のQ4を参照してください

<注意事項>

- ・ A4 タテ(白黒可)で印刷すること
- ・ ボタンはスマートフォンには対応していない

3-3 受験準備

印刷した受験票の「本人署名欄」への署名をもって、審査合格後の認定登録の意思確認とします。
直筆で署名してください

4 筆記試験

4-1 日程

試験日
2024年10月2日(水)

開場	集合・本人確認	オリエンテーション	試験時間
13:30	13:50	14:05	14:30~16:10

4-2 試験会場

47都道府県に設置しております

「資格認定制度 審査・申請システム」に登録の住所地で受験となります

申請時点で「資格認定制度 審査・申請システム」自宅住所欄に登録されている都道府県で会場を確定します

- ・試験会場の住所・施設名等は受験票に記載している。また、会場周辺地図は受験票にあるQRコードを読み込むことで確認できます
- ・試験に関する問い合わせや当日の緊急連絡先は、認定部（03-5778-8546）まで連絡し、試験会場への連絡はご遠慮ください

4-3 方法

筆記試験（マークシート方式・四肢択一） 100分

出題方式	出題数	点数
問題1 客観式一般問題	20問	50点
問題2 客観式状況設定問題	20問	100点
計	40問	150点

4-4 出題範囲

共通科目を含めた各認定看護分野の教育基準カリキュラム

URL：https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/vision/cn/cn_curriculum_a.html

4-5 当日の持ち物

受験票	受験番号、本人氏名、試験会場情報が正しく記載されているか確認し、記載に誤りがある場合には速やかに認定部に連絡すること ※「本人署名欄」に直筆で署名をする ※署名をもって、審査合格後の認定登録の意思確認とする
本人確認書類	顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、有効なパスポート、写真付き社員証、マイナンバーカード等） ※試験会場で「受験票」と「顔写真付きの本人確認書類」を照合することで本人確認をする
時計	試験会場に時計の用意はないので、時計を持参すること ※時計は、腕時計、懐中時計等を指します（時計機能のみのもの；アラーム機能が解除でき、秒針等の音が周囲に聞こえないもの） 通信・計算・辞書機能付のもの及び携帯電話は使用不可
筆記用具	記入用の HB 又は B の鉛筆、シャープペンシル、消しゴム ※ボールペンは記入が正しく読み取れないため使用不可、試験会場での筆記用具の貸与等を行わない

4-6 受験の注意事項

- 1) 印刷した受験票に記載の試験日時、会場等の審査の詳細は、日本看護協会ホームページに掲載の審査案内とあわせて必ず確認してください。内容に相違がある場合は速やかに認定部に連絡してください
- 2) 試験開始後の会場への入室は認められない。遅刻厳禁となります
- 3) 会場内への大きな手荷物の持ち込みはできない（椅子の下、足元に納まる程度までとしてください）
- 4) 机上に置けるのは受験票、時計及び筆記用具のみとなります。下敷きや定規は使用できません
- 5) 試験開始後、一度退室したら再入室できません

4-7 合格基準

筆記試験は 150 点満点とし、次の A～C の 3 段階で評価する。A、B は合格、C は不合格とする。

A : 120 点以上 B : 105 点以上 120 点未満 C : 105 点未満

4-8 筆記試験を欠席される方

書類審査合格者がやむを得ない理由により試験を欠席する場合、下記の手続きにより、翌年度の認定審査1回に限り、審査料を免除の上、認定審査を受験することができます
なお、手続きを行わなかった場合、翌年度の審査料は免除されません

手続き方法

- 1) 欠席する旨を筆記試験日（10月2日（水））の試験開始30分前までに日本看護協会認定部に電話で連絡してください

日本看護協会認定部

受付時間	月曜日から金曜日（土日祝日を除く） 9：30～12：00 / 13：00～17：00
電話番号	03-5778-8546

- 2) 電話連絡後10月9日（水）までに、メールに氏名・分野名・申請ID・会場を記載して認定部（認定看護師担当）に欠席の連絡をしてください
※メールアドレスは1)の際に連絡します
- 3) 欠席の連絡（メール）を受理後、数日以内に認定部から欠席手続き完了のメールを送信するので、内容を確認してください
欠席手続き完了のメールが届かない場合は、再度認定部にメールしてください
- 4) 翌年の申請の際は、「認定看護師（CN）認定の手引き」を参照し、審査申請を行ってください

5 審査合否の確認と認定料の振込・認定登録内容の確認

5-1 審査合否の確認

審査合否の発表日時

2024年12月24日（火）15：00 予定

上記日時は、変更になることもあります

変更する場合は、日本看護協会ホームページ等でお知らせします

確認方法

- 1) 『資格認定制度 審査・申請システム』（下記アドレス）にアクセスする
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
- 2) ユーザーID、パスワードを入力しログインする
- 3) **申請状況一覧** をクリックする



- 4) <申請状況一覧画面>に表示される当該申請の[審査合否]を確認する

<申請状況一覧画面>



- 5) <申請状況一覧画面>に表示される当該申請の[審査合否]を確認する
- 6) [審査合否] に、合格または不合格が表示される
- 7) **認定看護師** をクリックする
- 8) <申請状況詳細画面>で、合否情報、入金情報（認定料）、支払期限等を確認する



次項へ続く

確認方法

<申請状況詳細画面>

認定料	
お支払金額	円
お支払期限	年 月 日 時
振込先	銀行名： 銀行 支店 口座番号：普通 口座名義： ※ATM等で文字数の制約上、途中までしか表示されないことがあります。 ※振込時、振込人はご自身の氏名をカタカナで入力してください。
合否結果	
書類審査	合格
審査合否	合格

- 8) 合格の場合、[認定料]の入金情報を確認する
 - ・ 不合格の場合、入金情報は表示されない
 - ・ 不合格の場合のみ、得点と評価が開示される
 - ・ 合格の場合、評価と得点を開示していないため表示されない
- 9) 合格者は「5-2 認定料の振込」へ進む

合格者の公表について

全ての合格者（新規認定者）の、氏名および所属都道府県名を日本看護協会公式ホームページで公表する。公表期間は以下のとおり。

公表期間：合否開示の3週間後から1カ月間

5-2 認定料の振込

認定登録料振込期限
2025年1月10日（金）15：00まで 予定

**認定料の振込がない場合は登録手続き及び認定証発行ができないため
期日を厳守してください**

- 1) 認定登録料：51,700円（税込）
※振込手数料は申請者が負担すること
- 2) 振込先：審査料の振込口座と同じ。以下のいずれかの方法で確認する
 - (1) 審査申請時に登録メールアドレスに送信された『審査申請受理/振込口座の案内』のメール
 - (2) 『資格認定制度 審査・申請システム』
ログイン ⇒ <申請状況一覧画面>の **認定看護師** をクリック ⇒ <申請状況詳細画面>に表示される「認定料」
- 3) 注意事項
 - ・ **振込口座番号は申請者ごとに異なるため、他の申請者の口座に振り込まないように注意してください**
 - ・ 振込名義は申請者の氏名とし、施設名での振込は避けること
 - ・ 振込明細票等の提出は不要だが、保管すること。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できる
 - ・ 既納の認定料はいかなる理由があっても返還しない

6 登録内容の確認と情報公開の設定

6-1 登録内容の確認

確認方法

認定料の振込確認後、認定部にて認定看護師名簿への登録手続きを行う

認定登録手続き完了後、認定部から全認定者にメールで連絡する

- ① 認定部からの通知メールを受信後、『資格認定制度 審査・申請システム』にログインする
- ② メインメニューから **認定資格一覧** をクリックする
- ③ 登録内容を確認する

<認定資格一覧画面>

認定資格一覧			
④ 認定看護師(課程) []			
認定登録番号	⑥	認定年月日	⑤ 年 月 日
有効年月日	年 月 日	更新年月日	-
移行年月日	-		
氏名 公開/非公開	⑦ 非公開 変更する	施設名 公開/非公開	⑦ 非公開 変更する
修了した特定行為区分 公開/非公開	※ 非公開 変更する		

- ④ 認定申請した資格が表示されていることを確認する
- ⑤ 認定申請した資格の認定年月日が当年であることを確認する
- ⑥ 認定申請した資格の有効年月日が「当年+5年12月31日」であることを確認する
- ⑦ [氏名・施設名の公開/非公開] 欄の **変更する** をクリックする→次項「7-2 情報公開の設定」へ進む

※ [修了した特定行為区分 公開/非公開] 欄は全ての申請者に表示されます

6-2 情報公開の設定

設定方法

< 認定情報公開許諾更新画面 >

認定情報公開許諾更新 ● 入力 ● 確認 ● 完了

①

日本看護協会公式ホームページにおける情報公開について
日本看護協会公式ホームページでは、認定者の氏名、所属施設、修了した特定行為区分（認定看護師のみ）の情報公開を行っております。情報を公開することにより、所属施設または認定者へのお問い合わせ等が増加することも考えられます。所属施設名の公開については、ご自身で所属施設の許諾を得たうえで入力してください。
また、以下についてもご了承の上、公開・非公開の入力をお願いいたします。
所属施設を公開設定し、個人情報編集画面より離職中を設定した場合、分野別都道府県別登録者検索や統計等にはご自宅の都道府県で表示/集計がされます。
所属施設を非公開設定した場合、分野別都道府県別登録者検索の都道府県を指定した検索では氏名の表示がされません。

認定看護師(B課程) [クリティカルケア]			
認定登録番号		認定年月日	
有効年月日		更新年月日	-
移行年月日			
氏名 公開/非公開	非公開	施設名 公開/非公開	非公開
修了した特定行為区分 公開/非公開	非公開		

③

確認画面へ

一覧画面へ戻る

- ① 表示されている注意を確認する
- ② 氏名・施設名の公開/非公開について設定する
- ③ **確認画面へ** をクリックする
- ④ <認定情報公開許諾更新確認画面>にて **更新** をクリックする

設定方法

『資格認定制度 審査・申請システム』で公開を設定した場合、
日本看護協会公式ホームページでは、認定登録者の情報は下記のように公開される

資格区分* 認定看護師 認定看護管理者 専門看護師

課程区分 分類

施設所在地 施設種別

※ 施設中の方は、自宅所在地内県となります。

施設設置主体名 施設法人名

所属先施設名 終了した特定行為区分

氏名(漢字) 姓 名

検索

特定行為区分（「終了した特定行為区分」欄に表示される数字または略称は以下のとおりです）

1：呼吸器（気道確保に係るもの）関連	10：栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	19：循環動態に係る薬剤投与関連
2：呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	11：創傷管理関連	20：精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
3：呼吸器（高周波呼吸療法に係るもの）関連	12：創傷ドレーン管理関連	21：皮膚傷傷に係る薬剤投与関連
4：循環器関連	13：動脈血ガス分析関連	在宅：在宅・慢性期領域/パッケージ
5：心臓ドレーン管理関連	14：透析管理関連	外科術後：外科術後療養管理領域/パッケージ
6：腹腔ドレーン管理関連	15：栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	閉鎖：閉鎖期管理領域/パッケージ
7：腫瘍ドレーン管理関連	16：感染に係る薬剤投与関連	救急：救急領域/パッケージ
8：ろう孔管理関連	17：血糖コントロールに係る薬剤投与関連	外科基本：外科系基本領域/パッケージ
9：栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	18：術後疼痛管理関連	集中治療：集中治療領域/パッケージ

分野	都道府県	氏名	施設法人名	所属先施設名	終了した特定行為区分
感染管理(B課程)	北海道	菅原 花子*	A 法人*	ABO 病院*	15, 16
感染管理(B課程)	北海道	〇〇 〇〇*	----	D 病院*	(非表示)
感染管理(B課程)	青森県	〇〇 〇〇*	B 法人*	E 総合病院*	15, 16
感染管理(B課程)	茨城県	〇〇 〇〇*	----	〇 総合病院*	15, 16
感染管理(B課程)	茨城県	〇〇 〇〇*	〇 法人*	H 医療センター*	16

氏名・施設名について「公開」を選択した場合、日本看護協会公式ホームページの「認定看護師（CN）登録者一覧」に氏名および所属施設名を公表します。情報を公開することにより、所属施設または認定者への問い合わせ等が増加することも考えられるため、了承の上、公開/非公開について設定してください

また、所属施設名の公開については、自身で所属施設の許諾を得た上で登録してください

7 認定証等の発行および受領

7-1 認定証の発行

- ・認定証及び認定証カードは、2024年12月26日時点で『資格認定制度審査・申請システム』に登録されている氏名で発行し、同システムの画面に表示される文字の字形にて作成します

7-2 認定証の受領

- ・認定登録の手続き完了後、認定証・認定証カード・認定看護師徽章が交付されます
(発送完了後メールします)
- ・上記3点は、2024年12月26日時点で『資格認定制度審査・申請システム』に登録されている住所に送付します。審査申請時から住所・氏名に変更が生じた場合、12月25日までに同システムの[個人情報編集]にて情報を更新してください
- ・上記3点が届いたら、内容を確認してください

8 その他の事項

8-1 審査に関する情報開示

1) 過去問題の開示について

過去問題開示期間	審査料の振込確認後から 10月2日(水) 17:00
対象	第32回認定看護師(CN)認定審査申請者
内容	前年度の認定審査の筆記試験問題

閲覧方法

- (1) 上記期間内に、『資格認定制度 審査・申請システム』（下記アドレス）にアクセスする
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
- (2) ログイン画面にユーザーID、パスワードを入力しログインする
- (3) メインメニューの **申請状況一覧** をクリックする



- (4) 筆記試験「過去問題」欄の **ダウンロードする** をクリックし、過去問題・受験者の課題をダウンロードし、閲覧する



2) 当該年度審査問題の開示について

対象	第 32 回認定看護師（CN）認定審査申請者
内容	当該年度認定審査の筆記試験問題
方法	合否発表 3 週間後、『資格認定制度 審査・申請システム』の「認定審査に申請された方へお知らせ」から閲覧・ダウンロードする

認定審査申請者へ開示後、認定看護師教育機関にも『教育機関システム』内に次年度筆記試験前日まで開示します

3) 個人の審査評価の開示について

対象	第 32 回認定看護師（CN）認定審査不合格者
内容	個人の得点
方法	『資格認定制度 審査・申請システム』上で開示

8-2 個人情報保護方針

「日本看護協会 個人情報保護方針」に準ずる

URL: <https://www.nurse.or.jp/privacy/>

『資格認定制度 審査・申請システム』に登録した情報に基づき、認定看護師認定審査にかかわる重要な通知及び認定登録後の活動状況に関する調査の依頼を行うことがある
また、登録した情報のうち、職位・所属部署等の処遇に関する情報や病床規模等の所属施設に関する情報は、認定登録後の活動状況を分析・検討するための基礎資料として活用することがある

8-3 問い合わせ先

個人審査に関する不明点や疑問点は、以下よりお問い合わせください。

- ・認定看護師制度、専門看護師制度、認定看護管理者制度の個人審査に関する質問について、毎日 24 時間チャットボット（AI 自動応答システム）でご案内します。

■スマートフォンの場合

以下の二次元コードを読み取り、ご利用ください。



■パソコンの場合

本会公式 HP の以下のページで、ご利用ください。

[看護職の皆さまへ] - [資格認定制度]

(各制度ごとのページでもご利用いただけます。)

- 「資格認定制度に関するお問い合わせ（緑色のバナー）」をクリックしてご質問を入力ください。

日本看護協会認定部（認定看護師担当）

受付時間	月曜日から金曜日（土日祝日を除く） 9：30～12：00 / 13：00～17：00
電話番号	03-5778-8546

以降のページは該当の方のみ参照してください

9 個人情報編集

1) 基本情報を登録する

個人情報編集

入力 確認 完了

基本情報

看護師免許番号 **必須**

氏名(漢字) **必須** 姓 名

氏名(カナ) **必須** セイ メイ

性別 **必須** 男性 女性

生年月日 **必須** 年 月 日

最終学歴 **必須**

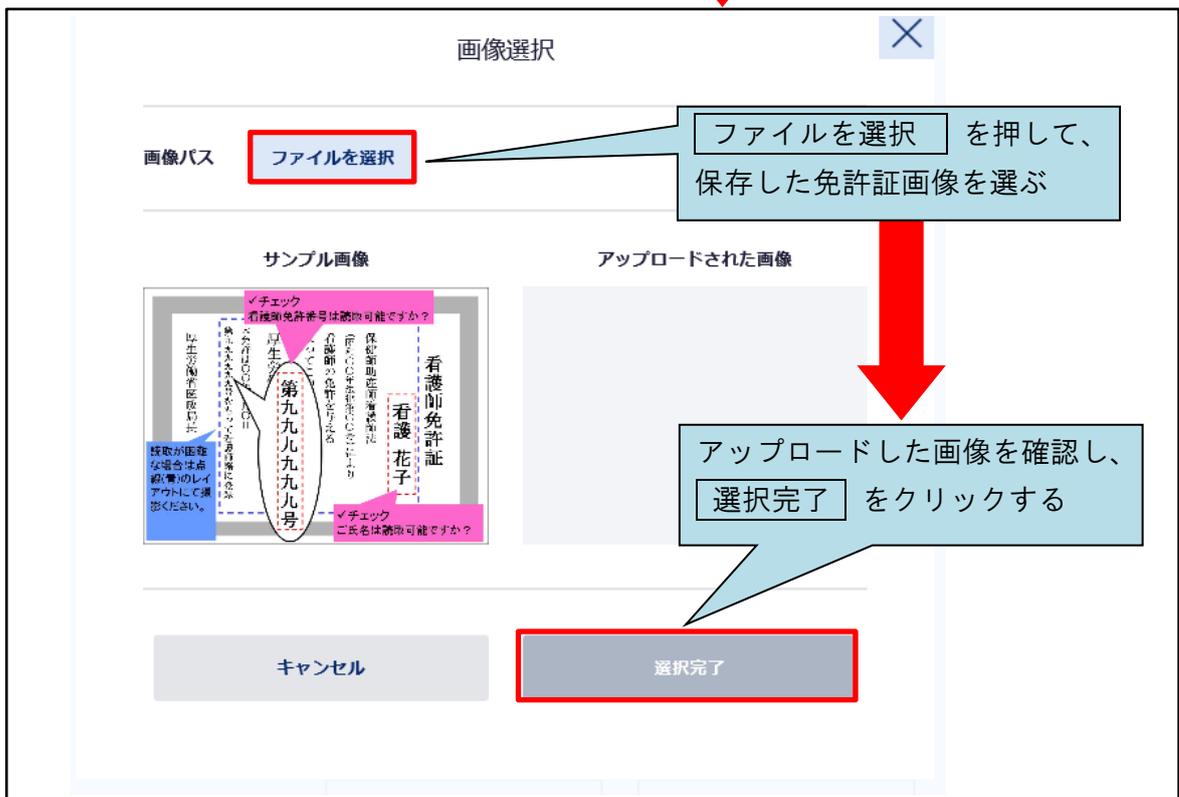
[↑](#)
トップへ戻る

2) 看護師免許証画像をアップロードする。(看護師免許証画像に関する注意事項はP.5参照)

※ただし、過去の審査でアップロード済みの場合は不要です



<看護師免許証アップロード画面>



3) 自身が修了した特定行為区分を登録する（特定行為研修修了者のみ）

<特定行為研修修了の有無 登録画面>

メインメニュー 個人情報編集

個人情報編集

入力 確認 完了

基本情報

中略

特定行為研修修了の有無 有 無し

①

「特定行為研修修了の有無」で **有り** を選択すると、「修了した特定行為区分」のチェックボックスが表示される

②

21区分全て選択

- 呼吸器（気道確保に係るもの）関連
- 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
- 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連 循環器関連
- 心臓ドレーン管理関連 胸腔ドレーン管理関連
- 腹腔ドレーン管理関連 ろう孔管理関連
- 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
- 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
- 創傷管理関連 創部ドレーン管理関連
- 動脈血液ガス分析関連 透析管理関連
- 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- 感染に係る薬剤投与関連
- 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 術後疼痛管理関連
- 循環動態に係る薬剤投与関連
- 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
- 皮膚損傷に係る薬剤投与関連 在宅・慢性期領域パッケージ
- 外科術後病棟管理領域パッケージ
- 術中麻酔管理領域パッケージ 救急領域パッケージ
- 外科系基本領域パッケージ 集中治療領域パッケージ

修了した特定行為区分 **必須**

21区分全て選択 をクリックすると、領域別パッケージを除くすべての特定行為区分にチェックがつきます

ご自身が修了した特定行為区分全てにチェックを入れる

※A課程認定看護師教育機関修了者で特定行為研修を修了し、B課程の認定者名簿への登録を希望する場合、1つ以上の特定行為区分の登録が必要です

※領域別パッケージを修了した方で、免除されている特定行為の研修も追加で修了している場合は、当該特定行為を含む特定行為区分にもチェックをつけてください

例：在宅・慢性期領域パッケージをに加え、「持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整」も修了

→「在宅・慢性期領域パッケージ」及び「栄養及び水分管理に関わる薬剤投与関連」にチェック

4) 所属先情報を登録する

※「就業者」の場合、所属先情報は必須入力となります

※「離職中」の場合、郵便物送付先は「自宅」となり、所属先情報の入力できません

所属先情報

就業状況 必須 就業者 離職中

※「就業者」の場合、所属先情報は必須入力となります。
※「離職中」の場合、郵便物送付先は「自宅」となり、所属先情報の入力/変更はできません。

施設名選択

法人名

施設名

郵便番号 〒

都道府県

市区町村

番地

マンション・ビル名

部署名

職位

常勤・非常勤

診療報酬算定に係る施設基準の届出状況

郵便物送付先 必須 自宅 職場

就業者の場合、プルダウンから都道府県名を選び、検索ボタンをクリックしてください

次画面にて、所属先施設名もしくは「該当なし」をクリックします。該当なしの場合、再度、「所属先情報」の画面に戻るのので、法人名以下を入力してください

住所は全角で入力してください

10 提出資料と姓が異なる方

改姓により、申請の氏名（『資格認定制度 審査・申請システム』に登録の氏名）と姓が異なる審査書類・情報がある場合は、改姓を証明する書類を郵送で提出してください

書類提出期限

7月31日（水）～ 8月9日（金）消印有効

申請方法

- 1) 改姓前及び改姓後の姓名が確認できる証明書類（戸籍抄本、運転免許証（表面と裏面）、パスポート等のコピー）を準備する
- 2) 封筒に申請 ID・申請者氏名および申請者の住所を明記の上、配達記録が残る方法（簡易書留または特定記録郵便等）で、下記住所まで郵送する

書類の送付先

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
公益社団法人日本看護協会 認定部 CN 認定審査係

1 1 再受験の方

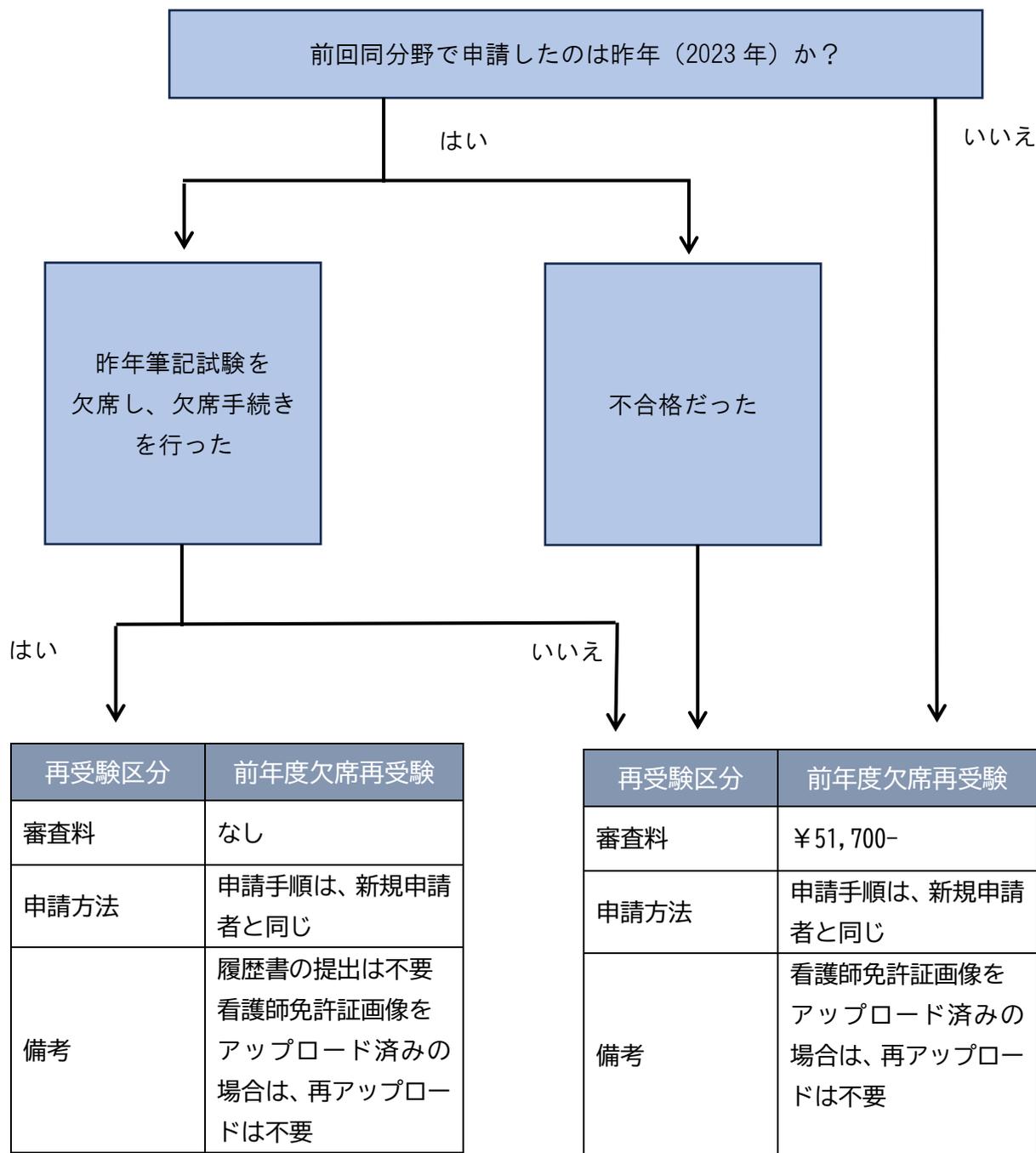
11-1 再受験とは

再受験とは、過去に一度でも認定看護師（CN）認定審査の申請をしたことがある受験者が、同じ分野で再度申請すること

再受験者は、以下のフローチャートに従って再受験区分を確認し、申請することになります

※再受験区分で「前年度欠席再受験」の方は審査料と履歴書の提出は不要です

11-2 再受験区分と申請手続きについて



1 2 申請を取下げる方

申請期間内（2024年7月31日～8月9日15:00）に限り、申請の取下げを受け付ける。
申請を取下げる場合は、上記の期間内に認定部まで連絡してください

日本看護協会認定部（認定看護師担当）

受付時間	月曜日から金曜日（土日祝日を除く） 9：30～12：00 / 13：00～17：00
電話番号	03-5778-8546

※上記の申請期間終了後は、いかなる理由があっても申請の取下げは受け付けない

13 認定看護師分野名一覧

特定行為研修を修了した者が、A 課程認定看護師教育機関を修了し認定看護師となった場合は、以下の B 課程分野名での名簿登録となります

分野名	
A 課程	B 課程
救急看護	クリティカルケア
集中ケア	
緩和ケア	緩和ケア
がん性疼痛看護	
皮膚・排泄ケア	皮膚・排泄ケア
がん化学療法看護	がん薬物療法看護
訪問看護	在宅ケア
感染管理	感染管理
糖尿病看護	糖尿病看護
不妊症看護	生殖看護
新生児集中ケア	新生児集中ケア
透析看護	腎不全看護
手術看護	手術看護
乳がん看護	乳がん看護
摂食・嚥下障害看護	摂食嚥下障害看護
小児救急看護	小児プライマリケア
認知症看護	認知症看護
脳卒中リハビリテーション看護	脳卒中看護
がん放射線療法看護	がん放射線療法看護
慢性呼吸器疾患看護	呼吸器疾患看護
慢性心不全看護	心不全看護

1 4 特定看護分野の実務研修内容の基準

A 課程

特定看護分野の実務研修内容の基準 (特定の看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)	
救急看護	1) 通算3年以上、救急部門での看護実績を有すること。 2) 救急部門において、CPA・重症外傷・意識障害・呼吸不全・循環不全・中毒・熱傷患者等の看護の中から5例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、救急部門で勤務していること、または救急部門での勤務が予定されていること。
皮膚・排泄ケア	1) 通算3年以上、外科系領域またはストーマケアを行う病棟・外来・在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) ストーマ造設患者の看護を1例以上、及び創傷または失禁ケア領域の看護を4例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、創傷ケア、ストーマケア、または失禁ケアを行う病棟・外来・在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。
集中ケア	1) 通算3年以上、集中ケア部門、または小児集中ケア部門(手術室・NICUは除く)での看護実績を有すること。 2) 疾病、外傷、手術などにより高度に侵襲を受けた患者の看護を5例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、集中ケア部門で勤務していることが望ましい。
緩和ケア	1) 通算3年以上、緩和ケアを受ける患者の多い病棟、または在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) 緩和ケアを受ける患者を5例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、緩和ケアを受ける患者の多い病院、または在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。
がん化学療法看護	1) 通算3年以上、がん化学療法を受けている患者の多い病棟・外来・または在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) がん化学療法を受けている患者の看護(がん化学療法薬の投与管理の実績があることを必須とする)を、5例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、がん化学療法を受けている患者の多い病棟、外来で勤務していることが望ましい。
がん性疼痛看護	1) 通算3年以上、がん患者の看護実績を有すること。病棟での看護実績を有することが望ましい。 2) 病状の進行等に伴って生じる持続的な痛みを有するがん患者の看護を5例 [※] 以上担当した実績を有すること。 3) 現在、がん患者の多い病棟・外来・在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。 [※] 10例程度の経験があることが望ましい。ただし、教育課程への提出事例は5事例でよい。
訪問看護	1) 通算3年以上、在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) 医療処置及び管理を要する患者の在宅における看護(退院支援を含む)を5例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、在宅ケアに携わっていることが望ましい。

A 課程

特定看護分野の実務研修内容の基準 (特定の看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)	
感染管理	1) 通算 3 年以上、感染管理に関わる活動実績（感染対策委員会、ICT、リンクナース会等）を有すること。 2) 感染予防・管理等において自身が実施したケア等の改善実績を 1 事例以上有すること。 3) 医療関連感染サーベイランス実施における一連の流れを理解していることが望ましい。 4) 現在、医療施設等において、専任または兼任として感染管理に関わる活動に携わっていることが望ましい。
糖尿病看護	1) 通算 3 年以上、糖尿病患者の多い病棟、または外来での看護実績を有すること。 2) インスリン療法を行っている糖尿病患者または合併症のある糖尿病患者の看護を、合わせて 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、糖尿病患者の多い病棟・外来・在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。
不妊症看護	1) 通算 3 年以上、不妊症患者の多い病棟または外来等での看護実績を有すること。 2) 不妊症患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、不妊症患者の多い病棟・外来等で勤務していることが望ましい。
新生児集中ケア	1) 通算 3 年以上、新生児集中ケア部門での看護実績を有すること。 2) 在胎 32 週未満の早産児あるいは疾病を持つ正期産児の生後 1 週間以内における重症集中ケア及び親・家族の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、新生児集中ケア部門で勤務していることが望ましい。
透析看護	1) 通算 3 年以上、透析看護分野（血液透析療法）での看護実績を有すること。 2) 透析導入期・維持期の血液透析患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。腹膜透析患者の看護実績を有することが望ましい。 3) 現在、透析部門に勤務していること、または透析部門での勤務が予定されていること。
手術看護	1) 通算 3 年以上、手術看護分野での看護実績を有すること。 2) 手術看護における器械出し看護師・外回り看護師の実績を有すること。 3) 現在、手術看護部門で勤務していることが望ましい。
乳がん看護	1) 通算 3 年以上、乳がん患者の多い病棟または外来等での看護実績を有すること。 2) 乳がん患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、乳がん患者の看護に携わっていることが望ましい。
摂食・嚥下障害看護	1) 通算 3 年以上、摂食嚥下障害患者が多い保健医療福祉施設、または在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) 摂食嚥下障害患者を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、摂食嚥下障害患者の看護に携わっていることが望ましい。
小児救急看護	1) 通算 3 年以上、救急看護分野または小児看護分野での看護実績を有すること。 2) 小児救急患者・家族の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、救急看護または小児看護に携わっていることが望ましい。
認知症看護	1) 通算 3 年以上、認知症者の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む）等での看護実績を有すること。 2) 認知症者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、認知症者の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む）等で認知症者の看護実践に携わっていることが望ましい。

A 課程

特定看護分野の実務研修内容の基準

(特定の看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)

脳卒中リハビリテーション看護	<ol style="list-style-type: none"> 1) 通算 3 年以上、脳血管障害患者の多い部署での看護実績を有すること。 2) 急性期にある脳血管障害患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、脳血管障害患者の多い施設等で勤務していることが望ましい。
がん放射線療法看護	<ol style="list-style-type: none"> 1) 通算 3 年以上、がん放射線療法を受けている患者の多い病棟・外来・治療部門での看護実績を有すること。 2) がん放射線療法を受けている患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、がん放射線療法を受けている患者の多い病棟・外来・治療部門で勤務していることが望ましい。
慢性呼吸器疾患看護	<ol style="list-style-type: none"> 1) 通算 3 年以上、慢性呼吸器疾患^{注)}患者が多い病棟を中心とした看護実績を有すること（その間、外来、IRCU、または在宅ケア領域での実践を含んでよい）。 注：COPD、間質性肺炎、気管支喘息、気管支拡張症、肺結核後遺症、非結核性抗酸菌症、肺線維症、睡眠呼吸障害等。神経・筋疾患による呼吸障害を含む。以下、慢性呼吸器疾患と省略する。 2) 慢性呼吸器疾患の増悪期から回復期にある患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること（入院から退院まで担当した経験、またはそれに準じる内容であること）。 3) 現在、慢性呼吸器疾患患者の看護に携わっていることが望ましい。
慢性心不全看護	<ol style="list-style-type: none"> 1) 通算 3 年以上、心不全患者の多い病棟での看護実績を有すること（その間、外来、在宅ケア部門での看護実績を含んでよい）。 2) 心不全の増悪期から回復期にある患者の看護を 5 例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、心不全患者の多い病棟或いは外来、在宅ケア部門で勤務していることが望ましい。

B 課程

特定看護分野の実務研修内容の基準 (特定の看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)	
感染管理	1) 通算3年以上、感染管理に関わる活動実績（感染対策委員会、ICT、リンクナース会等）を有すること。 2) 感染予防・管理等において自身が実施したケア等の改善実績を1事例以上有すること。 3) 医療関連感染サーベイランス実施における一連の流れを理解していることが望ましい。 4) 現在、医療施設等において、専任または兼任として感染管理に関わる活動に携わっていることが望ましい。
がん放射線療法看護	1) 通算3年以上、がん放射線療法を受けている患者の多い病棟・外来・在宅ケア領域における看護実績を有すること。 2) がん放射線療法を受けている患者の看護を5例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、がん放射線療法を受けている患者の多い病棟・外来で勤務していることが望ましい。
がん薬物療法看護	1) 通算3年以上、がん薬物療法を受けている患者の多い病棟・外来・在宅ケア領域における看護実績を有すること。 2) がん薬物療法を受けている患者の看護を5例以上担当した実績を有すること。 3) がん薬物療法薬の経静脈投与管理の実績が1例以上あることを必須とする。 4) 現在、がん薬物療法を受けている患者の多い病棟・外来で勤務していることが望ましい。
緩和ケア	1) 通算3年以上、緩和ケアを受ける患者の多い病棟、または在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) 緩和ケアを受ける患者を5例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、緩和ケアを受ける患者の多い病院、または在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。
クリティカルケア	1) 通算3年以上、クリティカルケア部門（救急・集中治療部門等。ただし、手術室・NICUは除く）での看護実績を有すること。 2) 疾病、外傷、手術などにより高度な侵襲を受けた患者の看護を5例以上担当した実績（生命維持装置（人工呼吸器等）を装着した患者の看護を1例以上含む）を有すること。 3) 現在、クリティカルケア部門で勤務していることが望ましい。 4) 救急蘇生（二次救命処置等）に関する知識・技術を有することが望ましい。
呼吸器疾患看護	1) 通算3年以上、呼吸障害 ^注 を持つ患者が多い部署での看護実績を有すること。 注：COPD、間質性肺炎、肺がん、気管支喘息、気管支拡張症、肺結核後遺症、非結核性抗酸菌症、肺繊維症、睡眠呼吸障害等、神経・筋疾患による呼吸障害を含む。以下、呼吸障害と省略する。 2) 呼吸障害のある患者の看護を5例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、呼吸障害を持つ患者の看護に携わっていることが望ましい。
在宅ケア	1) 通算3年以上、在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) 医療依存度の高い患者の在宅における看護（在宅療養移行支援含む）を5例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、在宅ケアに携わっていることが望ましい。 4) 気管カニューレ管理、胃ろうカテーテル・腸ろうカテーテル・胃ろうボタン管理、褥瘡又は慢性創傷管理、輸液管理の知識・技術を有していることが望ましい。
手術看護	1) 通算3年以上、手術看護分野での看護実績を有すること。 2) 手術看護における器械出し看護師及び外回り看護師としての実績を5例以上有すること。 3) 現在、手術室で勤務していることが望ましい。

B 課程

特定看護分野の実務研修内容の基準 (特定の看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)	
小児プライマリケア	1) 通算3年以上、小児看護分野または救急看護分野での看護実績を有すること。 2) 小児患者・家族の看護を5例以上担当した実績を有すること。 3) 人工呼吸器及び気管カニューレを装着している小児の看護を経験していることが望ましい。 4) 現在、小児の看護に携わっていることが望ましい。
新生児集中ケア	1) 通算3年以上、新生児集中ケア部門での看護実績を有すること。 2) ハイリスク新生児の生後1週間以内における集中ケア及び親・家族の看護を5例以上担当した実績（ハイリスク新生児の退院支援を1例以上含む）を有すること。 3) 現在、ハイリスク新生児のケアを行う部門で勤務していることが望ましい。 4) 新生児の蘇生に関する知識・技術を有することが望ましい。
心不全看護	1) 通算3年以上、心不全患者の多い病棟での看護実績を有すること（その間、外来、在宅ケア部門での看護実績を含んでよい）。 2) 心不全の増悪期から回復期にある患者の看護を5例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、心不全患者の多い病棟或いは外来、在宅ケア部門で勤務していることが望ましい。 4) 救急蘇生（二次救命処置等）に関する知識・技術を有することが望ましい。
腎不全看護	1) 通算3年以上、腎不全看護分野での看護実績を有すること。 2) 腎不全患者・家族への看護を5例以上担当した実績（透析導入期または維持期の血液透析患者の看護を1例以上含む）を有すること。 3) 現在、腎不全患者の多い部門で勤務していることが望ましい。
生殖看護	1) 通算3年以上、生殖看護領域での看護実績を有すること。 2) 性と生殖の健康に困難な課題及びリスクのある個人、家族への看護を5例以上担当した実績（不妊症患者の看護を1例以上含む）を有すること。 3) 現在、生殖看護に関連する病棟・外来等で勤務していることが望ましい。
摂食嚥下障害看護	1) 通算3年以上、摂食嚥下障害患者が多い保健医療福祉施設、または在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) 摂食嚥下障害患者を5例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、摂食嚥下障害患者の看護に携わっていることが望ましい。
糖尿病看護	1) 通算3年以上、糖尿病患者の多い病棟、または外来・在宅ケア領域での看護実績を有すること。 2) インスリン療法を行っている糖尿病患者または糖尿病合併症を有する患者の看護を、合わせて5例 [*] 以上担当した実績（外来または在宅ケア領域での療養支援を1例以上含む）を有すること。 3) 現在、糖尿病患者の多い病棟・外来・在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。 4) 糖尿病および糖尿病療養支援に関する知識を有し、糖尿病教室や公開講座などの患者教育を実施した実績があることが望ましい。 [*] 10例以上の経験があることが望ましい。ただし、教育課程への提出事例は5例でよい。
乳がん看護	1) 通算3年以上、乳がん患者の多い病棟または外来等での看護実績を有すること。 2) 乳がん患者の看護を5例以上担当した実績を有すること。 3) 現在、乳がん患者の看護に携わっていることが望ましい。

B 課程

特定看護分野の実務研修内容の基準 (特定の看護分野における看護実績及び教育課程入学時に望まれる勤務状況)

認知症看護	<ol style="list-style-type: none">1) 通算3年以上、認知症の人の多い施設（在宅ケア領域を含む）での看護実績を有すること。2) 認知症の人の看護を5例以上担当した実績を有すること。3) 現在、認知症の人の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む）等で認知症の人の看護実践に携わっていることが望ましい。
脳卒中看護	<ol style="list-style-type: none">1) 通算3年以上、脳卒中患者の多い部署での看護実績を有すること。2) 脳卒中患者の看護を5例以上担当した実績を有すること。3) 現在、脳卒中患者の多い施設等で勤務していることが望ましい。
皮膚・排泄ケア	<ol style="list-style-type: none">1) 通算3年以上、皮膚・排泄ケア領域における看護実績を有すること。2) 皮膚・排泄ケア領域における看護を5例以上担当した実績を有すること。ただし、創傷、ストーマ、排泄管理の事例を各1例以上含むこと。3) 現在、皮膚・排泄ケア領域における看護を行う臨床現場に勤務していることが望ましい。

15 日本看護協会 認定看護師制度規程

公益社団法人日本看護協会 認定看護師制度規程

第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）が実施する認定看護師制度は、特定の看護分野における熟練した看護技術及び知識を用いて、あらゆる場で看護を必要とする対象に、水準の高い看護実践のできる認定看護師を社会に送り出すことにより、看護ケアの広がりや質の向上を図ることを目的とする。

2 この規程は、本会が実施する認定看護師制度について、必要な事項を定める。

第2章 定義

(認定看護分野)

第2条 認定看護分野とは、保健、医療及び福祉の現場において、熟練した看護技術及び知識を必要とする看護分野として、認定看護師制度委員会における審議を経て理事会において別表に定めたものをいう。

2 前項の認定看護師制度委員会における審議は、会長の諮問により行う。

3 認定看護分野は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

(1) 独自の看護知識及び技術を必要とすること

(2) 看護実践経験の積み重ねのみでは修得しがたい、高い臨床推論力と病態判断力に基づく特定の知識及び技術を必要とすること

4 前項各号における知識及び技術については、他の看護分野との重なりがあったとしても、認定看護分野として認めることができるものとする。

(認定看護師教育機関)

第3条 認定看護師教育機関とは、認定看護師を養成するために必要な基準を満たしているとして、本会の認定を受けた教育機関をいう。

(認定看護師)

第4条 認定看護師とは、ある特定の認定看護分野において、熟練した看護技術と知識を有する者として、本会の認定を受けた看護師をいう。

2 認定看護師が果たすべき役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定の看護分野において、個人、家族及び集団に対して、高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践する。(実践)

(2) 特定の看護分野において、看護実践を通して看護職に対し指導を行う。(指導)

(3) 特定の看護分野において、看護職等に対しコンサルテーションを行う。(相談)

3 認定看護師は、前項で定める役割を果たすため、自ら進んでその能力の開発及び向上を図り、これを看護業務に発揮するよう努めなければならない。

第3章 認定看護師制度委員会

(設置)

第5条 会長の諮問機関として、認定看護師制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設置する。制度委員会に対する諮問事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定看護師制度の実施及び改善のための検討
- (2) 認定看護分野の特定に関する審議
- (3) その他会長が諮問した事項

(構成)

第6条 制度委員会は、委員10人程度で組織する。

- 2 制度委員会の委員は、理事会が選任する。任期中の委員の変更については、常務理事会が決定し、理事会において書面にて報告をする。

(任期)

第7条 制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選任後6年を越えて就任することはできないものとする。

- 2 前任者の死亡又は辞任等により前任者の任期途中で就任した委員については、前任者の任期の残存期間を任期とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 制度委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第9条 制度委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長は、制度委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 制度委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 4 制度委員会は、原則として非公開とする。
- 5 委員長は、必要と認めたときは制度委員会に諮り、参考人に会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録の作成及び審議結果の報告)

第10条 制度委員会の議事については、その経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 制度委員会は、審議の概要及びその結果を総会に報告しなければならない。

第4章 審査会及びワーキンググループ

(設置)

第11条 認定看護師制度を運営するにあたり、有識者により構成される審査会を設置する。

2 前項の審査会は、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 教育機関に対する審査等の実施及び認定等の可否の決定その他これらについて必要な事項を行う認定看護師教育機関審査会
- (2) 看護師に対する審査等の実施及び合否の決定その他看護師の認定等に必要な事項を行う認定看護師審査会

(構成)

第12条 認定看護師教育機関審査会は、10人程度の構成員で組織する。

2 認定看護師審査会は、認定看護分野ごとに選任された者により組織する。

3 審査会の構成員は、理事会が選任する。任期中の構成員の変更については、常務理事会が決定し、理事会において書面にて報告をする。

4 審査会の構成員の氏名は、在任中非公開とする。

(任期)

第13条 審査会の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選任後6年を越えて就任することはできないものとする。

2 前任者の死亡又は辞任等により前任者の任期途中で就任した構成員については、前任者の任期の残存期間を任期とする。

(議長及び副議長)

第14条 審査会には、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、構成員の互選により選出する。

3 議長は、会務を総括する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第15条 審査会は、必要に応じ、議長が招集する。

2 審査会の決議は、構成員の過半数が出席し、出席者の3分の2以上をもって決する。

3 審査会は、非公開とする。

(議事録の作成及び審議結果の報告)

第16条 審査会の議事については、その経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、非公開とする。

3 審査会は、審議の概要及びその結果を会長に報告しなければならない。

(ワーキンググループ)

第17条 審査会の業務を補佐するため、審査会の下にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループの業務内容は、非公開とする。
- 3 ワーキンググループのメンバーは、審査会において有識者から選任し、会長が委嘱する。
- 4 ワーキンググループのメンバーの氏名は、在任中非公開とする。

第5章 認定看護師教育機関の認定等

(認定審査の申請)

第18条 認定看護師を養成する教育機関は、本会の認定を受けなければならない。

- 2 認定看護師教育機関は、次に掲げるとおり区分する。
 - (1) 保健師助産師看護師法第37条の2に規定されている特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）を教育課程に組み込んでいない認定看護師教育機関（以下「A課程認定看護師教育機関」という。）
 - (2) 特定行為研修を教育課程に組み込んでいる認定看護師教育機関（以下「B課程認定看護師教育機関」という。）
- 3 教育機関が本会の認定を受けようとする場合には、認定看護師教育機関審査会に対し、申請書及び添付資料その他の認定看護師教育機関審査会が定める書類等（以下この章において「申請書等」という。）を認定看護分野ごとに提出し、認定看護師教育機関審査会が毎年1回実施する審査を受けなければならない。
- 4 教育機関が申請することができる認定看護分野は、別表で定めるとおりとする。
- 5 第3項の審査を受ける教育機関は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、要件等を満たしている教育機関の審査料を減免することができる。

(審査要件)

第19条 認定看護師教育機関に関する審査要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、A課程認定看護師教育機関については、第7号は適用しないものとする

- (1) 教育理念及び教育目的に関する事項
 - (2) カリキュラムに関する事項
 - (3) 入学要件及び修了要件に関する事項
 - (4) 教員の資格及び配置に関する事項
 - (5) 入試委員会及び教員会など協議機関に関する事項
 - (6) 教育及び実習施設など学習環境に関する事項
 - (7) 特定行為研修指定研修機関に関する事項
 - (8) 収支に関する事項
- 2 前項各号における審査要件の具体的内容については、常務理事会において別に定めるものとする。

(認定)

第20条 認定看護師教育機関審査会は、前条で定める要件を満たしている教育機関について、認定看護師教育機関として認定する。

- 2 認定看護師教育機関審査会は、認定看護師教育機関として認定した教育機関を会長に報告する。
- 3 認定看護師教育機関として認定を受けた教育機関は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、要件等を満たしている教育機関の認定料を減免することができる。

- 4 認定看護師教育機関として認定を受けた教育機関が前項の認定料を納入した場合には、会長は、当該教育機関を認定看護師教育機関名簿に登録し、公式ホームページにおいて公表する。認定看護師教育機関名簿に関しては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 認定看護師教育機関名簿は、A課程認定看護師教育機関及びB課程認定看護師教育機関ごとに作成する。
 - (2) 2019年7月14日までに資格を取得した認定看護師教育機関については、2019年7月15日付けでA課程認定看護師教育機関名簿に登録する。
- 5 認定看護師教育機関としての資格は、会長が認定看護師教育機関名簿に登録した日（以下この章において「名簿登録日」という。）から取得する。
- 6 前項で定める資格の有効期間は、名簿登録日から7年経過した日が属する年度末までとする。

（認定証）

第21条 会長は、認定看護師教育機関名簿に登録した認定看護師教育機関に対して、認定証を交付する。

（認定確認）

第22条 認定看護師教育機関は、第19条で定めた要件を満たしていることについて、教育課程開講の翌年度に認定看護師教育機関審査会の確認（以下「認定確認」という。）を受けなければならない。

- 2 認定看護師教育機関が認定確認を受けようとする場合には、認定看護師教育機関審査会に対し、申請書等を認定看護分野ごとに提出しなければならない。
- 3 認定確認を受ける認定看護師教育機関は、理事会が別に定める申請料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、当該要件等を満たしている認定看護師教育機関の申請料を減免することができる。
- 4 認定確認は、書類の確認及び実地調査その他の認定看護師教育機関審査会が定める方法により行う。
- 5 認定看護師教育機関審査会は、認定確認の結果を会長に報告する。

（認定更新）

第23条 資格の有効期間が満了する認定看護師教育機関は、期間満了前に資格の更新（以下「認定更新」という。）を受けなければならない。

- 2 認定看護師教育機関が認定更新を受けようとする場合には、認定看護師教育機関審査会に対し、申請書等を認定看護分野ごとに提出しなければならない
- 3 認定更新を申請する認定看護師教育機関は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、当該要件等を満たしている認定看護師教育機関の審査料を減免することができる。
- 4 認定看護師教育機関の認定更新に関する審査は、書類審査及び実地調査その他の認定看護師教育機関審査会が定める方法により行う。
- 5 認定看護師教育機関審査会は、前項の審査を実施し、第19条で定める要件を満たしている認定看護師教育機関について、認定更新を認める。
- 6 認定看護師教育機関審査会は、認定更新の結果を会長に報告する。
- 7 認定更新を認められた認定看護師教育機関は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、当該要件等を満たしている認定看護師教育機関の認定料を減免することができる。
- 8 認定看護師教育機関が前項の認定料を納入した場合には、会長は、認定看護師教育機関名簿を更新するとともに、新たな認定証を交付する。

(教育課程の開講)

第24条 認定確認及び認定更新を受けようとする認定看護師教育機関は、各手続における申請時において、申請を行おうとする教育課程を開講していなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、認定更新の対象年度に休講を予定している場合には、第20条第6項で定める資格の有効期間を延長することができる。
- 3 前項により資格を延長することができる期間は、認定看護師教育機関審査会が決定する。
- 4 前2項により資格の有効期間の延長を認めた場合には、認定看護師審査会は、延長を認めた教育機関及びその期間について会長に報告する。

(資格喪失)

第25条 認定看護師教育機関が、次のいずれかに該当する場合には、認定看護師教育機関としての資格を喪失する。

- (1) 認定看護師教育機関がその資格を返上したとき
- (2) 認定更新を受けなかったとき

(取消し)

第26条 認定看護師教育機関が、次のいずれかに該当する場合には、制度委員会及び認定看護師教育機関審査会における審議を経て、会長は認定の取消しその他の必要な処分を行うことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき
 - (2) 第19条で定めた要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - (3) 認定確認を受けなかったとき
 - (4) 一定期間開講していないとき
- 2 認定看護師教育機関の認定取消しに必要な事項については、常務理事会において別に定める。

(経過措置)

第27条 A課程認定看護師教育機関における認定看護師教育の実施等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定看護師教育は、2027年3月末日まで実施する。
 - (2) 認定審査は、2020年3月末日まで実施する。
 - (3) 認定確認は、2022年3月末日まで実施する。
 - (4) 認定更新は、2026年3月末日まで実施する。
- 2 第20条第6項の規定にかかわらず、A課程認定看護師教育機関における資格の有効期間は、2027年3月末日までとする

第6章 認定看護師の認定等

(認定審査の申請)

第28条 次に掲げる要件を満たしている者は、認定審査を受けることができる。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 看護師免許を取得後、通算5年以上の実務研修を受けており、そのうち通算3年以上は特定の認定看護分野における実務研修であること
- (3) 前号の研修については、制度委員会における審議を経て常務理事会が別に定める基準を満たしていること
- (4) A課程認定看護師教育機関若しくはB課程認定看護師教育機関又は外国においてそれらと同等と認められる教育を修了していること

2 認定看護師は、次に掲げるとおり区分する。

(1) A課程認定看護師教育機関を修了した認定看護師（以下「A課程認定看護師」という。）

(2) B課程認定看護師教育機関を修了した認定看護師（以下「B課程認定看護師」という。）

3 認定審査を受ける者（以下「受験者」という。）は、認定看護師審査会に対し、申請書及び添付資料その他の認定看護師審査会が定める書類等（以下この章において「申請書等」という。）を認定看護分野ごとに提出しなければならない。

4 受験者は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。

5 前項により納入された審査料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、審査料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は受験者の負担とする。

（審査）

第29条 認定看護師審査会は、受験者に対し毎年1回審査を実施する。

2 前項で定める審査において筆記試験を実施した場合には、試験問題について公表する。筆記試験問題以外の事項の公表等については、認定看護師審査会が別に定める。

（認定）

第30条 認定看護師審査会は、審査に合格した者を認定看護師として認定する。

2 認定看護師審査会は、認定看護師として認定した者を会長に報告する。

3 認定看護師として認定を受けた者は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。

4 前項により納入された認定料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、認定料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は受験者の負担とする。

5 認定看護師として認定を受けた者が第3項の認定料を納入した場合には、会長は、この者を認定看護師名簿に登録し、公式ホームページにおいて公表する。認定看護師名簿に関しては、次に掲げるとおりとする。

(1) 認定看護師名簿は、A課程認定看護師及びB課程認定看護師ごとに作成する。

(2) 2019年7月14日までに資格を取得した認定看護師については、2019年7月15日付でA課程認定看護師名簿に登録する。

(3) 特定行為研修を修了した者が、A課程認定看護師教育機関を修了し認定看護師となった場合には、第28条第2項の規定にかかわらず、B課程認定看護師名簿に登録する。

(4) B課程認定看護師名簿に登録された認定看護師は、特定認定看護師と名乗ることができる。

6 認定看護師としての資格は、会長が認定看護師名簿に登録した日（以下この章において「名簿登録日」という。）から取得する。

7 前項で定める資格の有効期間は、名簿登録日から5年経過した日が属する年の12月末日までとする。

（認定証）

第31条 会長は、認定看護師名簿に登録した認定看護師に対して、認定証を交付する

（認定更新）

第32条 認定看護師は、その能力の維持向上を図るため、資格の有効期間満了前に認定更新を受けなければならない。ただし、認定看護師審査会が病気その他やむを得ない理由があると認める者については、最大で3回まで第30条第7項で定める資格の有効期間を1年間延長することができる。

2 前項但書により資格の有効期間の延長を認めた場合には、認定看護師審査会は、延長を認めた者を会長に報告する。

- 3 第1項の認定更新を受けるには、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
- (1) 申請時において、認定看護師であること
 - (2) 申請時において過去5年間に看護実践及び自己研鑽の実績があること
 - (3) 前号の実績に関する事項については、制度委員会における審議を経て常務理事会が別に定める。
- 4 認定更新を受けようとする認定看護師は、認定看護師審査会に対し、申請書等を認定看護分野ごとに提出しなければならない。
- 5 認定更新を申請する認定看護師は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。
- 6 前項により納入された審査料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、審査料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は納入者である認定看護師の負担とする。

(認定更新の審査等)

第33条 認定更新に関する審査は、毎年1回実施する。

- 2 認定看護師審査会は、審査を経て認定看護師の認定更新を認めるものとする。
- 3 認定看護師審査会は、認定更新を認めた者を会長に報告する。
- 4 認定更新が認められた認定看護師は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。
- 5 前項により納入された認定料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、認定料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は納入者である認定看護師の負担とする。
- 6 認定看護師が第4項の認定料を納入した場合には、会長は、認定看護師名簿を更新するとともに、新たな認定証を交付する。

(資格喪失)

第34条 認定看護師が、次のいずれかに該当する場合には、認定看護師の資格を喪失する。

- (1) 認定看護師の資格を辞退したとき
- (2) 日本国の看護師免許を失ったとき
- (3) 認定更新を受けなかったとき

(取消し)

第35条 認定看護師としてふさわしくない行為があった場合には、制度委員会及び認定看護師審査会における審議を経て、会長は認定の取消しその他必要な処分を行うことができるものとする。

- 2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては、常務理事会が別に定める。

(再認定)

第36条 2021年3月末日までにA課程認定看護師名簿に登録している認定看護師が、資格の喪失後に再び認定を受けようとする場合には、審査等について認定更新に関する規定(資格要件のうち認定看護師であることを除く。)を準用する。この場合において、「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定は、2021年4月以降に初めてA課程認定看護師名簿に登録する認定看護師、及びB課程認定看護師名簿に登録する認定看護師については、適用しないものとする

(経過措置)

第37条 A課程認定看護師名簿に登録しようとする者に対する認定審査は、2030年3月末日まで実施する。

(移行措置)

第38条 A課程認定看護師名簿に登録している認定看護師は、特定行為研修を修了した後、届出の提出その他会長が定める事務手続を完了することにより、B課程認定看護師名簿に移行することができる。

2 前項で定める事務手続においては、理事会で定める実費相当額を徴収する。

第39条 B課程認定看護師名簿へ移行した場合における最初の認定更新をすべき時期については、移行前に認定更新を予定していた時期とする。

2 B課程認定看護師名簿へ移行した場合における最初の認定更新において、資格の有効期間内にA課程認定看護師として活動した期間がある場合には、当該期間についても第32条第3項第2号の要件を満たしているかを判断する際の実績とする。

第7章 雑則

(制度の見直し)

第40条 本会は、認定看護師制度の運用等について、原則として5年ごとに必要な見直しを行うものとする。

(補則)

第41条 この規程に定めるもののほか、認定看護師制度の実施に必要な事項は、常務理事会において別に定める。

(改正)

第42条 この規程における変更は、理事会の決議により行われなければならない。

附則

1 この規則は、平成7年11月10日から施行する。

1 この規則は、平成9年10月25日改正

(第11条第2項を追加)

1 この規則は、平成12年11月24日改正

1 この規則は、平成15年5月20日改正

(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護師を看護師に変更)

1 この規則は、平成16年2月6日改正

(第20条第1項第3号 申請資格をもつ教育機関の改正)

1 この規則は、平成17年2月4日改正

(第6章第3節第24条を改正)

(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)

1 この規則は、平成19年4月20日改正

(第22条を改正)

(実務経験、経験を実務研修に変更し、条文整理)

1 この規則は、平成19年11月15日改正

(第5章に第1節教育機関の審査と認定、第2節教育機関の認定更新を追加)

(第11条に第3項から第10項を追加し、審査料と認定確認及び有効期間の記載等の改正)

(第12条を認定看護師教育機関認定の取消しに改正し、条文整理)

(第13条を認定更新の条項に改正)

1 この規程は、平成20年5月19日改正

(第11条7項・第27条第3項「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)

1 この規程は、平成21年2月6日改正

(第15条 再認定を追加)

(第32条3号を追加)

(第9章「認定看護師の再認定」第34条を追加し、以下章と条文を繰下げ)

1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。

1 この規程は、平成24年7月26日から施行する。

(第22条1号、2号、第30条1号、第32条4号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許」を「看護師免許」に変更)

1 この規程は、平成26年2月28日から施行する。

(第33条「認定を取消す等必要な処分を行うことができる」に変更、2号「前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める」を追加)

(第35条「この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更ができる」に変更)

1 この規程は、平成27年1月26日から施行する。

1 この規程は、2019年2月21日に改正し、2019年7月15日に施行する。

2 前項の規定にかかわらず、B課程認定看護師教育機関における認定看護師教育の実施等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 最初の認定審査は、2019年4月以降に実施する。

(2) 認定看護師教育は、2020年4月から実施する。

3 第1項の規定にかかわらず、A課程認定看護師教育機関を修了した認定看護師のB課程認定看護師名簿への移行等(第30条第5項第3号の場合を含む。)は、2021年4月以降に開始する。

4 第1項の規定にかかわらず、B課程認定看護師教育機関を修了した者に対する認定審査は、2021年4月以降に開始する。

1 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響による特別措置として、2020年9月25日から、本項から第4項までの規定を施行する。

2 第30条第7項の規定にかかわらず、有効期間を2020年12月末日までとされた資格については、その有効期間を2021年3月末日までとする。

3 第30条第7項の規定にかかわらず、2021年1月1日から同年3月末日までの間に名簿に登録された者の資格の有効期間は、2025年12月末日までとする。

4 第32条第1項ただし書の規定にかかわらず、2021年3月に有効期間の延長が認められた者の資格については、その有効期間を2021年12月末日までとする